

清代官話の資料について

高田時雄

はじめに

一八二七年パリで、ティムコフスキーの北京旅行記のフランス語訳を刊行したユリウス・クラブロートは、その序文の中に次のように書いた。

「ティムコフスキー氏はその著作の中で中国語の名辭や單語を寫すのに北京方言を採用している。しかしこの方言は中國でも最もくずれたものの一つである。例えば北京を Bedzin、鷄鳴を Dzi min、江南を Dziæn nan、康熙を Kansi、乾隆を Tsiæn lounn などとしていったい誰がわかるだろうか。クラブロート氏はこの方言を南京方言に替えるのが妥當であると判断した。何故ならこれが最も優美な言葉だからである。さらに中國に關して書いた宣教師たちがその著作の中で用いたのもこの言葉であり、ヨーロッパで最もよく知られている。その意味では中國語はドイツ語に似たところがある。ウィーンはドイツの首都として通るであろうが、この國について書く人々は、この町の訛った言葉にしたがってドイツ語を綴ることはしない。それはこの國の住民にさえも理解されないことを恐れてである。」¹

一八二七年といえは中國では道光七年に當たり、明の永樂帝が北京に都を遷して以來すでに四〇〇年以上、清朝になってからでもすでに一八〇年を越えている。この間、帝都は一貫して北京にあったのであるから、クラブロートのこの言い方は、ある意味では驚くべきことと言わねばならない。クラブロートは當時のヨーロッパにあって第一級の中國學者であり、極めて高度な中國語の能力を備えていたが、もちろん中國に足を踏み入れたことはなく、話し言葉についても書物の上での知識しかなかったことは事實である。だから彼がこのように言うとき、それは宣教師のもたらした情報に基づくヨーロッパの古い傳統にしたがっているにすぎない。この傳統をはなれて純粹に北京語を対象としたヨーロッパの漢語教本が出現するには、實質的にはトマス・ウェイドの『語言自邇集』(一八六七)を待たねばならないのである。

そもそもカトリックの中國布教は明末に始まる。マテオ・リッチが北京に入ったのは西曆一六〇一年の初めであるが、それ以來イエズス會を中心とした多くの宣教師たちが北京の宮廷に深く食い入り、ここを主要な活動舞台としたにもかかわらず、かれらにとって學習の対象となる官話の典型は北京ではなく南京のそれであったように見える。ポルトガルのイエズス會士セメドは云う。

「今日では中國の言語はただ一つとなった。これを彼らは官話と呼んでいる。すなわち役人(マンダリン)たちの言葉である。..... 今日ではラテン語がヨーロッパにおいてそうであると同様に、官話が全國にわたって通用しているのである。..... 官話は、南京で日常的に話されているように、完全に話されるならば、耳にたいへん心地よく響く。」²

¹ Voyage à Péking. à travers la Mongolie, en 1820 et 1821, par M.E. Timkovski; traduit du russe par M. N*****, revu par M. J.-B. Eyriès; publié, avec des corrections et des notes, par M.J. Klaproth. Paris, 1827. p.vii.

² Álvaro Semedo, *Impero de la China*, Madrid, 1642, pp.49-50.

この認識はイエズス會士に特有のものではなく、他の會派のカトリック宣教師の間にも廣く共有されていた。一六八二年に書かれ、一七〇三年に廣東で出版されたドミニコ會士パロの『官話文法』にも、官話の發音方法を述べて、次のように言う。

「これ〔中國語の發音〕をうまくやるには中國人がその言葉を發音する仕方に注意しなければならない。中國人なら誰でもいいのではなくて、生まれつき官話をうまく話す人でなければならず、それは南京出身者か、或いはそれ以外の官話が話されている土地の出身者でなければならない。」³

南京の言葉がもっとも正しいとする考えはヨーロッパ人のあいだのみならず、わが國でも同様な見方をしてきたものらしい。徂徠門で唐話に最も通じた太宰春臺は次のようにいう。

「明の代の南京は古の吳國の地なり。南京の音は天下の正音にて、中華の人も是を則とす。是明朝に其地を陞せて南京として帝都に准じ、百官を備てこれを守りしより、學士大夫縉紳先生の聚まる所となりし故なり。然れども明の代に至りて其土音頓に改まりてかく正しくなりたるにはあらず。秦漢以來漸を以て致す所にして、実は南方の風氣の然らしむる所なり。」⁴

長崎の唐通詞あるいは長崎に渡來する中國商人からしか情報を得ることの出来なかつた當時の日本の學者にどれほどの正確な判断を期待し得るかはともかくとして、南京官話を最上とする見解がヨーロッパの宣教師と軌を一にすることは注意されてよい事實であろう。こういった見解にはそれなりの基づく事實があつたに違いない。それでは清朝になって南京官話の地位はどのように變化したか、或いはしなかつたか。

雍正の上諭

上述の外國人による觀察や見解のみでは如何にも間接的であつて、中國人自身の官話に對する見方を示す材料はないのか、という疑問は至極當然と思われる。實はその種の材料として恰好のものに「正音書」と稱される官話教科書が存在する。そのきっかけとなつたのは雍正六年に發せられた官話學習に關する上諭であつた。

官話とはまさしく役人（マンダリン）たちによつて話される（或いは話されるべき）言葉であつたが、官吏登庸試験に合格して官員の列に加わつたものの中にも、出身地の如何によつては、この言葉を上手く操れないものたちのいたことは當然である。當時の中國の教育制度には全國共通語を學習させるようなシステムは存在しなかつた。なかんずく北方語との差異の大きい福建・廣東兩省の出身者にこういった者が集中したことも理解しやすい。雍正帝はこの現状に鑑み、即位して六年目の七月、特に福建・廣東兩省に對して官話の學習を要求する上諭を發したのである。その大意は以下のようなものであつた。

「官員は人民に接する責任を負つてゐるのであるから、話す言葉も人々に理解されるものでなければならぬ。それでこそ民情にも通じ行政も誤りなきを得るのである。……しかるに朕が大小の臣下を引見し、彼らの履歷奏上を聞くたびに、福建・廣東兩省のもののみはなお方言が抜けず、言つてゐることが解らぬ。……これでは他省の任地に赴いても、訓諭を宣讀し、訴訟を審斷するのに、どうして人民たちに分かり易く明瞭に理解させることができようか。官民上下のあいだに言葉が通じなければ、かならずや

³Francisco Varo, *Arte de la Lengua Mandarina*, Canton, 1703, p.8.

⁴『倭讀要領』(1728) 卷上「倭音說」

胥吏の通譯をまたねばならぬ。さすれば言葉を飾り言い替えをなすなど、百害の生ずることになり、事の誤りを招くことは多いに違いない。……しかし言語は幼い頃からの習慣であるから、すぐには改め難かろう。徐々に導き、長い時間をかけて通じるようにするのが望ましい。そこで福建・廣東兩省の督撫に命じて、所屬の各府州縣および教官に傳達せしめ、各種方法を講じて、言語を明瞭にして人の理解し得るようすべきである。従前の如く方言の習性にとどまってはならぬ。」⁵

この上諭を承けて、福建・廣東では八年の年限で正音の教習を行い、それでも官話が出来ない擧人、生員、貢生、監生、童生には受検試験を與えないこととした。福建では省城の四門に正音書館が設けられたのをはじめ⁶、省内の各郡縣にも正音書院が設置された⁷。廣東でも義學の粵秀書院に豫算をつけて正音教習の機關とするなどの措置が講じられた⁸。しかしなかなか思うほどの効果は擧げ得られなかったと見えて、時と共に崩壊になってしまった。

ただこの上諭がきっかけとなって正音書が次々に作られるようになったことは間違いない。學校制度としては存続しなかったけれども、官話學習の需要は存在したから、それに應じるための教本は必要とされたのである。「正音も教えます」などとする寺子屋の宣傳ピラもあったという⁹。

正音書

正音書はもっぱら正音すなわち官話を學習するための教科書といてよいから、清代の官話を考える場合、先ずここに取材することは見當はずれではないと思われる¹⁰。ただ官話教科書とはいっても、著者や情報提供者の考える官話がどのようなものであるかによって、かなりの違いが生じ得ることも考慮せねばならない。また畢竟、福建、廣東といった官話圏ではない土地で作られたという意味でも、その正確さにおいて十全の信頼を寄せ得ないのも致し方ない。

正音書の管見に入ったものを成書年代順に列挙すると以下のようになる。

- 一 袁一州『官語詳編』一卷、雍正七年（一七二九）刊本
- 二 張玉成『別俗正音彙編大全』二卷、乾隆五十年（一七八五）序、嘉慶庚辰（一八二〇）刊本
- 三 蔡爽『新刻官話彙解便覽』三卷、乾隆甲寅（一七九四）序刊本
- 四 高靜亭『正音撮要』四卷、道光十四年（一八三四）刊本
- 五 莎彝尊『正音辨微』六卷、道光十七年（一八三七）刊本
- 六 莎彝尊『正音咀華』三卷續編一卷、咸豐癸丑（一八五三）刊本
- 七 潘逢禧『正音通俗表』一冊、同治庚午（一八七〇）刊本

三と七が福建で作られた福建人のための官話學習書である以外は、すべて廣東人を対象とした廣東の出版である。各書についてその概略を述べよう。

『官語詳編』は雍正七年に刊行された。序文の紀年及び封面に記す刊年もともにそのようになっている。雍正の上諭がその六年のことであるから、これは極めてすばやい對應と言えるであろう。清代正音書の嚆矢である。著者の袁一州は巻頭に「順邑桃村袁一州徳長氏著」とあり、「駐防廣東

⁵『東華錄』雍正六年七月

⁶俞正燮『癸巳存稿』卷九、「官話」

⁷『雍正硃批諭旨』雍正十年五月二十七日、署理廣東巡撫楊永斌奏摺。

⁸『清稗類鈔』教育類、中華書局本、566頁。

⁹『正音撮要』第一卷「論官話能通行」に「自從有了上諭、各人纔忙着要學、街上童蒙館的標紅、纔有兼授正音的字樣」という。

¹⁰正音と官話の違いについては十分に議論の餘地が有り得るが、ここでは兩者ほぼ同じ事柄を表わすものと考えておく。高靜亭『正音撮要』の巻首に掲げる「正音集句序」に「正音者俗所謂官話也」というのを参照。

審事章京」蔡鎧の序文によれば、「余の兒曹の業師袁子は帳を諸公の衙署に設け、兼ねて清書を習う」といっていることから、廣東の人であって旗人の家庭教師をしていたのである。そこで滿文學習の便宜を得て、これに通じたものと思われる¹¹。序文を寄せた蔡鎧が旗人であることはその職名からも明かであるが、「三韓弟蔡鎧」と稱していることから窺える。三韓という籍貫は、長白、遼東などと竝んで清朝旗人のしばしば用いるところであった。その由來は、天啓年間に遼陽が陥落してのち、この地一帯を三韓と稱して、外國扱いするようになったことに起因するといひ、顧炎武に考證がある¹²。著者の袁一州自身は旗人ではないが、清代の正音書には旗人の關與していることが少なくない。この點は正音乃至官話の性格を考えるに際して考慮されねばならない。

本書は天文、地理、時令など五十七類に分かつて官話の語彙を掲げ、それぞれに對して「廣語」（粵語）の言い方を出す。例えば天亮に對して廣語天光、打雷に對して廣語行雷といった具合である。さらに晴天に對して情添というふうに、語の右側にしばしば（官話の）同音字による音注を附する。この音注は時に粵語の發音で讀むべきことを示すために「土」字をつけることもある。例えば月暈に對して、暈の右に「土願」とするのは、官話音の yuan と讀むのではなく、土音すなわち粵音の yun と讀むべきことを示すわけである。

本書には例言の三として南北音に稍や別のある例を擧げて辨別をうながしている。例えば學北效南勺の如くである。これは官話といっても南北により違いのあることをはっきり認めているわけで、注意すべき事實といえよう。さらに一層注意すべきは、本文中の音注で、例えば學院に對して音勺が附けられるなど、南音が採用されている點である。

第二の張玉成『別俗正音彙編大全』は卷頭書名であり、嘉慶庚辰の醉經樓刊本の封面には書名を『南北官話彙編大全』とする。卷首に乾隆五十年の鴻圖（字硯農）の序文を載せるが、この鴻圖は名前から判斷して旗人である可能性が高い。體例は『官語詳編』と同じように、天時、地理、身體など五十三類に分かつた語句と補遺とからなり、最後に「問答話頭八則」を附載する。各語句の下には意味を與えるが、そのうち粵語によるものは「土曰」と注記してある。これは『官語詳編』で「廣語」とするものに當たる。音注も『官語詳編』の方式を踏襲し、一般には官話により、粵音による場合には「土」字を加えている。『正音彙編』では南北兩音に違いのある場合、兩者を指示するのが普通である。例えば、脚に對して「北音絞、南音角」、舌に對して「北音蛇、南音設」、粽に對して「北音重、南音縱」、尾巴の尾に對して「北音椅、南音委」等々である。總じて見ると、この書は『官語詳編』を見ていることが明かで、その強い影響下に出來たものと見られる。

三の蔡爽『新刻官話彙解便覽』三卷は、すでに『明清俗語辭書集成』第三輯に収録されていて一般に既知の書である¹³。封面に霞漳顏錦華藏版とあるように、霞漳すなわち福建の漳州で刊行された。口頭套話、笑談便話、時事常談、身體舉動、器具服飾など二十六類に分類した上で、閩南語と官話の語句を對照させて列擧する。小引に「圈のあるものは白音にして、正の字あるものはすなわち官音なり」というように、丸印と「正」の字で兩者を區別する。『明清俗語辭書集成』の解題で長澤規矩也氏は本書を「浙江の言葉（印）と官話（正）との對照表を主にした官話の學習書」と定義し、且つ「著者、字は伯龍、西湖の人。傳記未詳。刊行地霞漳も浙江省内の地」とするが、これは同氏の失檢による誤りである。霞漳を霞漳と取り違えられたものか。また本書は大英圖書館に別版の一本を藏し、こちらには小引末尾に「乾隆歲次甲寅（1794）孟冬穀旦浣手書」という紀年があるから、ほぼこの頃の成書と認められる¹⁴。字の右側に附ける音注は、官音、閩南音ともに用い

¹¹ 處々に滿文の印章を用いてあるのが注意される。すなわち序文末の蔡鎧の署名の後に dailan beilen janggin（駐防審事章京）とあり、例言末の著者袁一州の署名下に yuen i ju de cang in（袁一州德長印—音寫）さらに目錄首に「男作南編次」として、その下に jo nan（作南—音寫）と讀める印形を描いてあるのがそれである。

¹² 顧炎武『日知錄』卷三十「三韓」の條。

¹³ 昭和 49 年（1974）12 月、東京、汲古書院刊。

¹⁴ ただし本書の原型となる初版はさらに古く、1748 年に遡るといふ。Piet van der Loon, *The Classical Theater and Art Song of South Fukien*, SMC Publishing Inc., Taipei, 1992, p.33, note 61 に引く林慶熙『福建戲史録』（福州、1983、未見）による。

る。閩南音のうち白話音で讀むべきことを指示する場合には「説」字を付ける。例えば難道の道に對して「説説」とするのがそれで、文言音の to ではなく、白話音の tau に讀めという指示である。

第四の高靜亭『正音撮要』四卷も『明清俗語辭書集成』第三輯に收められており容易に目にし得るが、残念ながら全部ではなく、卷二、三の語彙の部分のみで、卷一と卷四とが割愛されている。ただ本書は比較的流布しているので、国内でも搜索にさほどの困難はないであろう。『明清俗語辭書集成』所収の本は道光十四年（一八三四）版。筆者所見のものでは他に咸豐庚辰（一八六〇）の右文堂本もあるが、同じ版木を用いた再刷である¹⁵。廣東の官話教本としては割合によく用いられたものと思われる。著者の高靜亭は南邑西樵の生まれ、すなわち廣東省南海縣の人である。十三歳の時に父親の赴任にしたがって北京に行き、そこで大興の朱石雲について經書を習ったので、ほぼ「北語」に通じたという。その後、二十年の役人生活で南北を轉々としたが、引退後、知友に乞われるまま官話の教授をし、嘉慶庚午（一八一〇）、桂州に平山堂を構えたの機會に¹⁶、本書を纏めあげた、と序文に見える。卷二、三の語彙の部分は、音注もなく單に語句を羅列するのみで資料的價値は高いとは言えない。卷一は主として官話の讀本。卷四は千字文切字と稱し、千字文の順に同音字を列擧し、それぞれに切字（反切）による音注を加えてある。したがって、この部分を整理すれば本書の官話音系が明らかになるはずで、きわめて貴重な材料と言える。高靜亭は「今以千字文每字搜集北音、彙註眼下」（卷四卷首「正音千字文集類」といい、この音注の據り所を「北音」とする。さらに序文中に「搢紳之家及官常出色者、無不趨仰京話、則京話爲官話之道岸」といい、京音が官話の標準であることを匂わせている。しかし實際には、この千字文の音系には入聲が存在し、單純にいわゆる北京音に據ったものとは考えられない。

五、六はともに莎彝尊の著作であり、五は六の前身とも言うべき書である。五は道光十七年（一八三七）、省城（廣州）雙門底の文選樓の發兌。それに對して六は封面に「咸豐癸丑（一八五三）孟春、談軒較訂、原板天平街維經堂發兌」とあり、維經堂の版に基づいて咸豐癸丑に再版した本である¹⁷。兩書にはともに鄧士憲と梁作楨の序文を載せ¹⁸、若干字句に異同がある。鄧序には「丁酉（一八三七）仲夏、正音辨微の一書を出だし、余に質す」¹⁹とあり、『正音咀華』の梁序には「その爲るところの正音書を出だすに、^{すべ}共て五本を成し、すでに梓に付して世に行わる。今十歳を閲して又博より約に反し、撮んで三本となす」²⁰という。したがって『正音辨微』を一八三七年に刊行して後、十年してこれを簡約に編集しなおして『正音咀華』を作ったものであることが分かる。莎彝尊は滿州旗人であり、恐らくは清初以來廣東に駐留した八旗軍人の後裔と思われる。『咀華』の封面裏に「予、友教して自り以來、廿餘年なり」というから、一八三〇年代の初期にはすでに正音教授をしていたもので、廣東の官話教授のヴェテランであったと想像できる。莎彝尊は『咀華』の刊行後も、咸豐庚申（一八六〇）に『正音切韻指掌』を、同治六年（一八六七）に『正音再華傍注』を出版している²¹。さてその内容であるが、『辨微』は先ず卷一が總韻字母、八音指要、正音切韻など正音の音韻概説であり、卷二が正音千字文、卷三から卷五が例によって天文、時令など二八五類に分かった語彙である。これは語彙集としては類書中でも大きな部類に屬するであろう。難字

また同じく初版本から出た改訂版たる漳張錫捷『較正官音司途必需雅俗便覽』（泉州輔仁堂刊）もあるらしい。

¹⁵咸豐七年（1857）禪山近山堂藏版とする本もあるらしいが、未見。太田辰夫「清代の北京語について」『中國語學論集』（語學篇・元雜劇篇）、汲古書院、1995（もと『中國語學』34號、昭和25年）。

¹⁶桂州は順德縣桂州鎮のことであろう。長澤氏が解題に廣西の桂林とするのは恐らく誤り。桂州鎮ならば高靜亭の郷里とも目と鼻の距離にある。

¹⁷名古屋采華書林景印本（1971?）による。前掲太田論文によれば、同治四年（1865）右文堂刊本もあるらしいが、未見。また同論文に、『國語運史稿』に依據して、道光十六年（1836）本を擧げるが、これは黎錦熙の誤解に基づく。

¹⁸『正音咀華』にはさらに、翰林院庶吉士仇效忠の序を載せる。

¹⁹この一文、『辨微』『咀華』とも同じ。

²⁰この文は『咀華』の序のみあり、『辨微』序には見えない。『咀華』刊行にあたって梁作楨が書き改めた部分である。

²¹筆者未見。侯精一氏の紹介による。（『中國語文』1980年第1期、頁64-68「清人正音書三種」）これらは『咀華』の卷末（92葉背面）にすでに「正音指掌橫調四聲已刻成、正音再華審判續編未刻起」として豫告されている。『正音切韻指掌』はまや後の注23の耿氏書、李・麥兩氏の書にも紹介がある。

は上欄外に反切による音注を附してある。卷六は問答話條と稱する會話文例であるが、時に旗人語を交える。一方『咀華』は、凡例十一條、十問（音に關する問答）、土音同正音異（すなわち廣東音では同音だが、正音では音の異なる文字を列擧したもの）を卷首に掲げた後、同音彙注と名づけた同音字表を卷一とする。これは千字文順になっていて、『辨微』の卷二正音千字文に相當するものである。ただしそのシステムは相當異なる。『咀華』では千字文の各文字ごとに聲調も含めた完全な同音字を集めるのに對して、『辨微』のほうは千字文の文字の下を四行に區分して各行にそれぞれ聲調を異にする平上去入の文字を置く。それに伴い千字文の文字の音注もすべて上平聲になるように作ってある。例えば「地」字の音注は『咀華』では搭異切だが、『辨微』では得衣切になっている。これはちょっと変わった試みと言えるが、『咀華』で改めているところを見ると、評判は芳しくなかったらしい。『咀華』は次いで卷二として會話文十四例を出し、卷三として天文以下二十七類に分かった語彙集を出す。語彙数は『辨微』に比べて大幅に減少しているが、『辨微』にはない義注が加えられている。さらに卷末に『正音咀華續編』として官話による讀み物を附録する。これらの中では、『辨微』『咀華』の千字文の部分が、三の『正音撮要』千字文切字と並んで官話音系を考察するための重要な資料となる²²。

七の潘逢禧『正音通俗表』はかつて侯精一氏等によって紹介されたことがあるが²³、最近、岩田憲幸氏によって本書の韻母體系に關する本格的な研究が出た²⁴。著者の潘逢禧は閩縣の人で、塾中の童蒙の正音學習のために本書を著したという。三の蔡爽『新刻官話彙解便覽』が同じ福建でもは閩南方言區の人間を對象としているの異なり、こちらは閩東方言である。著者の履歴に關しては不明で、特に肝心の官話の知識如何に關する情報はまったくない。序文が庚午（一八七〇）年となっているから、ほぼこの頃に刊行されたものであろうが、凡例には「この書は丁卯（一八六七）に始めて、七回稿を改めてやっと脱稿した」とあるから、ほぼ四年の歳月を費やしている。聲母は二十一類、韻母は三十二部にわかれ、聲調は入聲をもつ五聲體系である。見系聲母（本書では貴、媯、耐母）の字が齊齒、撮口呼ではそれぞれ騶、鈔、獠母下に入置かれているのは、ki, k'i, hiなどの舌面音化を示すものである。但し tsi, ts'i, si との區別、すなわち尖團音の別は保たれている。岩田氏は著者の獨特の音聲表記を分析しつつ、本書の韻母體系を復原しているが、それによると鼻音韻尾に -m, -n, -ng の三種があつて、このような體系は實際の語音體系を反映するものではないが、それ以外は概ね北京語のそれに似ると結論している。ところで著者の官話の知識がどこに由來するかについて若干興味深い事實がある。本書卷頭の凡例の後に及門校對姓氏として十一名の名前を列擧するが、そのなかに、福州閩縣の人が四人、侯官の人が三人いることは地元であるから當然として、筆頭に三韓の人四名の名前を擧げているのが目を引く。これまで見たように正音書の影には旗人の姿がしばしば見え隠れしていたが、ここでもまた旗人と思しき人物が校正者として關與している。思うに彼らこそが著者潘逢禧の正音のインフォーマントだったのであろう。

以上はごく大雑把に七種の正音書の概略について見ただけに過ぎない。これらの資料を十全に使いこなして清代の官話を論ずることは、もとよりこの小編の意圖するところではない。ただこれまで知られていない材料を若干提示すると共に、できれば將來の研究の足掛かりとしたいと思うのみである。ただ正音書の成立のきっかけが雍正上諭にあり、その意味ではこれらの書には幾ばくが官製の匂いのすることは注意せねばならない。蔡爽の『新刻官話彙解便覽』と高靜亭の『正音撮要』

²²實は『撮要』『咀華』の千字文の部分を用いた詳しい研究がすでに存在する。岩田憲幸「清代後期の官話音」（『中國語史の資料と方法』京都大學人文科學研究所、1994、頁 389-433）がそれで、傾聴すべき見解を述べた優れた論考である。少しく意見を異にする部分がないわけではないが、それらについては他日稿を改めて取り上げる機会を得たいと思う。

²³侯氏「清人正音書三種」。また耿振生『明清等韻學通論』（1992年、北京、語文出版社）、李新魁・麥耘『韻學古籍述要』（1993年、西安、陝西人民出版社）にも簡単な本書の紹介がある。

²⁴「正音通俗表の韻母體系」『龍谷紀要』第15卷第2號（1994）。岩田氏はその後、聲母體系についても「正音通俗表の聲母體系」を發表されたことを、いま校正に際して附記したいと思う。（『龍谷紀要』第16卷第1號）。また筆者が『正音通俗表』を參照し得たのも同氏の厚意によるものであって、ここに謝意を表明するとともに、正音書についての同氏の近來の精力的な仕事に大方の注意をうながしたい。

を除けば、莎彞尊などは自身が旗人であるのを含めて、なんらかのかたちで旗人の関連がある。その官話教本のなかに彼らの言語習慣が入り込むことは避けがたいことであろう。これは語彙や語法においてとくに顕著であるように見受けられる。しかし官話の根幹を爲す音系について言えば、聲母に尖團の區別を残し、また調類としての入聲を保存する伝統的なスタイルを保持しているのも、これらの資料に一貫した事実であることは強調されねばならない。

おわりに

はじめにヨーロッパ中國語學の傳統が南京官話を中國語の標準と考えてきたことを述べた。その起源はマテオ・リッチ以來のカトリック宣教師たちの觀察にある。かれらが完全に誤解をしていたということは考えにくい。少なくとも明末清初の中國の官界においては南京官話が規範的な存在であったと見るべきであろう。十九世紀になってプロテスタント系の宣教師が來華したときにも、この認識に根本的な變更を加える必要は感じられなかった。ロバート・モリソンがその先驅的な辭書と文法に採用する體系も北京語ではない。變化はアヘン戰爭以降、歐米列強、とくにイギリスの外交官が北京に現れ、直接宮廷で用いられている言語と接觸するに及んで、いわゆる京話を習得する必要に迫られた時に始まった。當時でも廣い意味での官話は相変わらず舊來の、入聲を備えた五聲體系で、尖團音を區別するものであったと思われる。

一方、清朝では官場における旗人の勢力は當然極めて大きなものがあつたに違いないから、官話中の旗人語の影響も次第に無視し得なくなったのは見易い道理である。また北京の宮廷の言語はもとより旗人語と同質のものであつたに相違なく、官話といえども宮廷と一線を畫してその言語的純一を保持し得なくなるのも必然である。したがって人々の考える官話というものにも、やがて南北の區別があることが認識されはじめ、次第に北の勢力が南を凌駕していくようになるのである。正音書はおそらく氣分的に北の勢力に近いところで作られ、それゆえに時には過度に北の言葉を強調する嫌いがあるかもしれない。しかしこと入聲の存在という一點に関しては、知識階級のあいだに單純に「北音」「京音」を採用するのを躊躇させる雰圍氣が強かつた。周知のように、實際にはこの入聲問題の最終決着は民國以降にまで持ち越されざるを得なかつたのである。

今日の普通話が基本的に首都たる北京の語音を基礎としていることは紛れもない事實である。ここには拼音文字によって具象化した「正音」が極めて明確に提示されている。しかしこの標準語音の確立には何という長い時間をかけねばならなかつたことであろう。明末時期の官話の規範はなお南京にあつた。それを引き繼いだ清代の官話でもその力は決して急速に衰えるようなものではなかつたのである。しかし後に京音が勝利を収めるに至る道筋は着實に準備されていたといつてよい。それには北京が中國の首都であるという嚴然たる事實は勿論ながら、多數の官員を供給した旗人の存在も決して小さくなかつたであろう。

[補記] 小文の内容の概略は 1995 年 3 月スタンフォード大學で行われた中國語法史會議 (Stanford Conference on the History of Chinese Syntax) において発表した。この會議に出席の機會を與えられた主宰者の孫朝奮教授、また席上で有益な序言を忝なくした出席者各位、とりわけ臺灣清華大學の連金髮教授に感謝する。